

計量法に基づく登録事業者の登録等に係る規程（認定一法 B-計量法登録）改正要旨

平成 21 年 4 月 30 日

認定センター

1. 主な改正内容

- (1) 規程本文中、「計量器等の区分」を「校正手法の区分」へ修正、「事業の範囲」の記述の削除
- (2) 校正等の事業を行う事業所の所在地と異なる所在地にある恒久的施設の登録申請について、別の申請とする場合についての記述の追加
- (3) 登録有効期限の 1 年前から 5 月前までに登録が更新された場合の、更新された登録の有効期限の起算についての記述の追加。
- (4) 複数の登録日がある事業者が一括して登録更新をした場合の、更新日のまとめ方についての記述の追加。
- (5) 登録申請期限までに登録更新申請があった場合で、登録の有効期限の満了までに処分がされない場合の取扱いについての記述の追加。
- (6) 別表第 1 中、一「長さ」、三「時間及び周波数」、四「温度」、五「光度、放射強度、光束、輝度及び照度」、六「角度」、八「速さ、質量流量及び流量」、九「加速度及び振動加速度レベル」、十「電流、電圧（以下略）」、十一「電圧、インピーダンス（以下略）」、十二「密度、濃度、比重及び屈折度」、十三「力」、十九「音響パワー及び音圧レベル」、二十一「中性子放射率、放射能（以下略）」の各欄内の記述の修正及び追加。
- (7) 別表第 2 中、「長さ」中の記述の修正及び追加。
- (8) 別表第 3 中、「長さ」、「流量・流速」、「密度・屈折率」及び「放射線」中の記述の修正及び追加。
- (9) その他字句修正。

2. 改正理由

- (1) 事業所の所在地と異なる所在地にある恒久的施設の登録申請は、別申請となることを明確にするため (1.(2))。
- (2) 平成 21 年 4 月 13 日付け経済産業省告示第 76 号の公布に伴う、校正手法の区分の記述の変更に伴い、修正の必要性が生じたため (1.(6), (7), (8))。
- (3) 告示の公布に伴い、経済産業省知的基盤課の法令解釈等に変更・修正の必要性が生じたため (1.(1), (3), (4), (5))。

以 上